

下水排除基準

(令和7年4月1日現在)

項目	日平均排水量	特 定 事 業 場			非 特 定 事 業 場				
		50m ³ /日以上	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	30m ³ /日未満					
健 康 項 目	カドミウム及びその化合物	0.03			0.03				
	シアン化合物	1			1				
	有機リン化合物	1			1				
	鉛及びその化合物	0.1			0.1				
	六価クロム化合物	0.2			0.2				
	砒素及びその化合物	0.1			0.1				
	総水銀	0.005			0.005				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003			0.003				
	トリクロエチレン	0.1			0.1				
	テトラクロエチレン	0.1			0.1				
	ジクロロメタン	0.2			0.2				
	四塩化炭素	0.02			0.02				
	1・2-ジクロロエタン	0.04			0.04				
	1・1-ジクロロエチレン	1			1				
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4			0.4				
	1・1・1-トリクロロエタン	3			3				
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06			0.06				
	1・3-ジクロロプロペン	0.02			0.02				
	チウラム	0.06			0.06				
	シマジン	0.03			0.03				
	チオベンカルブ	0.2			0.2				
	ベンゼン	0.1			0.1				
	セレン及びその化合物	0.1			0.1				
	ほう素及びその化合物	10			10				
	ふっ素及びその化合物	8			8				
	1・4-ジオキサン	0.5			0.5				
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380			380				
ダイオキシン類	10※			10※					
環 境 項 目	フェノール	5		5					
	銅及びその化合物	3		3					
	亜鉛及びその化合物	2		2					
	鉄及びその化合物(溶解性)	10		10					
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10		10					
	クロム及びその化合物	2		2					
	水素イオン濃度(pH)	5~9(5.7~8.7)※		5~9(5.7~8.7)※					
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)		600(300)					
	浮遊物質(SS)	600(300)		600(300)					
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5000m ³ 以上	1000m ³ 以上 5000m ³ 未満	50m ³ 以上	50m ³ 未満		5000m ³ 以上 1000m ³ 以上 5000m ³ 未満	1000m ³ 未満	
		鉱油	3	4	5	5	3	4	5
		動植物油	10	20	30	30	10	20	30
	窒素含有量	240		240					
	燐含有量	32		32					
	温度	45(40)※		45※		*45(40)※			
沃素消費量	220		220						
色	前各号に掲げる項目以外の項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4項に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。)当該排水基準に係る許容限度								

(備 考)

1. 単位は、※(ダイオキシン類、水素イオン濃度、温度)を除きすべて mg/L です。
※の単位は、ダイオキシン類は pg-TEQ/L、温度は℃、水素イオン濃度は無記号です。
2. () 内は、製造業又はガス供給業に適用します。ただし、非特定事業場は日最大排水量50m³/日未満のものは適用されません。
3. は、直罰による規制に係る排除基準です。
4. 1・1-ジクロロエチレンは平成23年11月1日より基準緩和(0.2mg/L→1mg/L)
5. 1・4-ジオキサンは平成24年5月25日下水道法施行令改正により追加
6. カドミウムの基準値の変更(0.1mg/L→0.03mg/L) 平成26年12月1日より施行。
7. トリクロロエチレンの基準値の変更(0.3mg/L→0.1mg/L) 平成27年10月21日より施行。
8. 六価クロムの基準値の変更(0.5mg/L→0.2mg/L) 令和6年4月1日より施行。
9. 臭気を削除 令和7年4月1日より施行。